目 次

## 告 示

○県営土地改良事業計画を変更した件

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所

在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

○道路の区域を変更する件 件

○都市計画を変更した件

○建築物に係る一団地の区域認定を取り消した件 公

## 正 誤

○随意契約の相手方を決定した件 ○落札者を決定した件二件

福

○平成二十七年一月十三日付け定例第二千六百五十八号中

## 告 示

福島県告示第三十三号

変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。 糸沢地区に係る県営基幹農道整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成二十七年一月二十三日

福島県知事

内 堀 雅 雄

縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

平成二十七年一月二十六日から

同 一月十六日まで (二十二日間

> 三 縦覧の場所 南会津町役場

(農村計画課)

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福島県告示第三十四号

通知の内容の要旨は、次のとおりである。 同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を小野町役場の掲示場に掲示した。当該 た旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、 三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更し 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成二十七年一月二十三日

 $\stackrel{=}{=}$ 

通知の内容の要旨 田村碩丈 郡司翰一郎 所在の不分明な者の氏名 郡司峰治 柏原寅吉 柏原金作 村上真吉 春山勇

福島県知事

内

堀

雅

雄

를 를 통 통 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 の指定施業要件を変更する件(平成二十六年福島県告示第七百四十九号)によるこ 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

森林保全課

# 福島県告示第三十五号

≣ ≣

る 課及び福島県県中建設事務所で平成二十七年一月二十三日から二週間 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 福島県土木部道路総室道路計画一項の規定に基づき、県道につい 一般の縦覧に供す

平成二十七年一月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

L A	各泉 くま洞都	路 線 名
関沢二六番地先まで同一市大越町早稲川字	宮ノ前四二番二地先か宮ノ前四二番二地先か田村市大越町早稲川字	区間
変更後	変更前	の変変 別更更 後前
В А	A	(敷メ地
四二二 · ○ · 八 · 八 〈 ○ 〈	一二 一·八 〇 〈	メートル)地 の 幅 員
六九三・六	六九三・六	び メートル) 長

# 福島県告示第三十六号

する。 課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 項の規定に基づき、県道につい

平成二十七年一月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	下泉 方会津坂 東道喜多	路 線 名
七四二番一地先まで	同	区間
変更後	変更前	の変変 別更更 後前
三六・六~	10.11.0	(メートル)敷 地 の 幅 員
三七二・二	三七1一・11	び メートル) 長

(道路計画課)

# 福島県告示第三十七号

福

おり縦覧に供する。 一項の規定により、いわき都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のと 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第

平成二十七年一月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

四沢古身、四沢江ノ上、四沢清水、いわき市勿来町のうち関田関山、 新たに都市計画に含まれた土地の区域 関田滝沢、 四沢長塚、 四沢渋町、 関田入田羽、 四沢鍵田、 関田吉ヶ作、 四沢五反田及び 関田北作、

いわき市錦町綾ノ町のうち一部の区域

四沢柴橋の各一部の区域

新たに都市計画に車線の数を定めた道路名

縦覧に供する図書 三・三・一号 常磐バイパス

三・六・七号 関本中四沢線

三

四

(道路計画課

 $\overline{\circ}$ 

縦覧場所 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査 総括図、計画図及び計画書の写し

課

(都市計画課)

のとおり認定を取り消した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の五第二項の規定により、

次

福島県知事

内

堀 雅 雄

認定年月日及び認定番号

平成九年九月五日 福島県指令中建第四四五八五号

須賀川市森宿字ヒジリ田一五番三及び三七番一

0) 部

認定を取り消した一団地の区域

認定取消年月日

 $\equiv$ 

平成二十七年一月七日

公 告

福島県告示第三十八号

平成二十七年一月二十三日

(建築指導課)

## 公告第20号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年1月23日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 中央大型実験台ほか I 一式
  - (2) 中央大型実験台ほかⅡ 一式
- 2 落札に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成26年11月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社すすむ器械店 福島県いわき市内郷御厩町前田 125番地
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社すすむ器械店 福島県いわき市内郷御厩町前田 125番地
- 5 落札金額
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 6,696,000円
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 14,364,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成26年10月14日

(入札用度課)

## 公告第21号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成 27年 1 月 23日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 リアルタイム線量測定システム 77式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成26年12月18日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社福島電子計算センター 福島市松木町10番8号

5 落札金額

- 52,222,816円 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成26年11月7日

(入札用度課)

## 公告第22号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年1月23日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量 1
  - 可搬型モニタリングポスト 4式
  - 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日 3 平成26年12月8日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所 日立アロカメディカル株式会社 東京都三鷹市牟礼六丁目22番1号

県

報

- 随意契約に係る契約金額 33,372,000円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約によることとした理由 特例政令第10条第1項第1号該当

(入札用度課)

○平成□ ぺ 二十七年 ジ 上 段 月 兀 Б. 行 士 一日付け定例第三 正 正 一千六百五十八号中 誤 誤

リサイクル適性®